



鏡が丘特別支援学校対象の障害の種類・程度、通学区域について

○本校対象となる障害、程度について

本校の対象は、主障害が「肢体不自由」となっています。

また、特別支援学校対象となる障害の程度に関しても学校教育法施行令第22条の3で定められています。

区分	障害の程度
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

学校教育法施行令第22条の3

○通学区域について

本校の通学区域は、沖縄県立特別支援学校の通学区域は、「沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校通学区域に関する規則」で定められています。

市町村	
那覇市	安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石田、那覇（※）中学校校区 ※那覇中学校の校区は泊小学校区域のみ
浦添市	全域
西原町	全域
宜野湾市	全域
中城村	全域

※ただし、下記の区域については、県全域とする。

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域）、南城市（南城市立久高中学校区域）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

○入学・転学希望者の皆さんへ

○本校への小学部・中学部への転入学は、市町村・県の教育委員会を経て決定されます。
上記、障害と程度、通学区域をご確認の上、希望している旨を、通っている学校・市町村教育委員会へお伝えください。

○高等部進学を希望の方は、上記、障害と程度、通学区域をご確認の上、本校で行う学校説明会や志願前相談等を経て、受験となっております。入試に関する情報等は本校のホームページに掲載されますのでご確認ください。